

社 会 福 祉 法 人 征 峯 会
し ら と り ハ ワ イ ア ン
短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 運 営 規 程
(指 定 介 護 予 防 短 期 入 所 事 業)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人征峯会が開設するしらとりハワイアンデイ（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等（以下「短期入所生活介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 しらとりハワイアン短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 筑西市上平塚748-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし医師、生活相談員、栄養士、看護職員、機能訓練指導員については、併設の特別養護老人ホームの従業者との兼務とする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 短期入所生活介護従業者
 - ① 医師 1名
医師は、利用者の健康管理や療養上の指導等を行う。

- ② 生活相談員 1名以上
生活相談員は、事業所に対する指定短期入所生活介護の利用申込に係る調整や、短期入所生活介護計画の作成業務等を行うとともに、利用者及び家族からの必要な相談に応じる。
- ③ 栄養士 1名以上
栄養士は、栄養価や利用者の嗜好、身体の状態等を踏まえた献立の作成や給食業務等を行う。
- ④ 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の看護や健康管理等を行う。
- ⑤ 介護職員 14名以上
介護職員は、利用者の介護等を行う。
- ⑥ 機能訓練指導員 1名以上（兼務）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活に必要な機能の減退を防止するため、必要な機能訓練等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日（年中無休）
- (2) 営業時間 24時間体制

（ユニット数及びユニット毎の利用定員）

第6条 4ユニット 1ユニット10名定員 計40名定員

（指定短期入所生活介護の内容）

第7条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
 - ① 1週間に2回以上の入浴又は清拭の実施
 - ② 排泄の介助
 - ③ 適切なおむつの交換
 - ④ 離床、着替え、整容等の日常生活動作の介助
 - ⑤ 栄養価や利用者の嗜好、身体の状態等を踏まえた食事提供と食事摂取の介助
- (2) 機能訓練の実施
 - ① 日常生活動作に関する訓練
 - ② レクリエーション
- (3) 健康管理、看護

- (4) 相談、助言、生活指導
- (5) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収する。

(1) 送迎費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

① 第9条に定める通常の送迎の実施地域内での送迎費用 1,000円(片道)

② 第9条に定める通常の送迎の実施地域以外への送迎費用

ア 実施地域境界区域から片道おおむね10km未満

1,000円(片道)

以降、片道おおむね10km増すごとに1,000円を加算

(2) 食材料及び調理コスト費として、朝食450円・昼食650円・夕食600円を徴収する。

(3) 滞在費 水道光熱費等として1日2100円を徴収する。

(4) 理美容代 実費

(5) 居室テレビ使用料 1日100円

(6) 電気製品使用料 1日40円

(7) 電話使用料 電話を掛けた場所、利用時間に応じて実費相当分

(8) タオルレンタル料 一回(バスタオル タオル) 110円

(9) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については実費を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、筑西市、桜川市、結城市、小山市、真岡市の全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は指定短期入所生活介護を利用するにあたっては、入所生活上の日課や規律を守り、指定短期入所生活介護従業者の指示に従わなければならない。

(緊急時における対応方法)

第11条 短期入所介護従業者は、指定短期入所生活介護を実施中に利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 指定短期入所生活介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、短期入所生活介護従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法や避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には非難等の指揮をとる。

2 事業所は非常災害に備え定期的に避難訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、短期入所介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 随時

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人征峯会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 5月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。